

20猪建第 894号

平成20年10月17日

国土交通省道路局長 様

福島県耶麻郡猪苗代町長 津金要雄



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

平成20年 9月19日付け国道企第37号で依頼のありましたこのことについて、別紙により提出いたします。

事務担当 建設課建設業務

主任 森口

TEL 0242-62-2118

今後の道路行政についての意見・提案

様式 ①

① 道路行政全般について改善すべき点、要望や提案

福島県耶麻郡猪苗代町

- 都市部の道路に比べ依然地方の道路整備は遅れており、特に市町村道については狭隘で緊急車輛の通行や冬季間の除雪もままならない箇所が多くあります。その主な理由としては、地方の財政難があります。道路整備の補助率が低く、又、生活に密着していながら小規模なものについては補助の対象になりがたいなど、地方の負担が大きいため、道路整備が遅々として進まない状況にあります。道路特定財源がさまざまな議論の末一般財源化されましたが、これにより道路関係の交付金の減額が懸念され、道路整備に大きな影響が出ると思われます。公共交通機関の整備が遅れている地方にとって、自動車はぜいたく品ではなく生活に無くてはならないものであります。地方の活性化を図る上でも、補助率の引き上げや対象事業の範囲拡大等により、特色のある道路整備に積極的に取り組めるよう要望します。
- 道路整備計画策定時は沿線住民の意識も高く、事業に対する理解・協力も得られやすいが、着工・完成までに長い期間を要した場合、住民意識の低下や経済状況の変化などにより、十分な協力や効果が得られなくなる恐れもあり、早期着工・完成をお願いしたい。
- 自動車専用道路（高速道路）においては、冬季間の地吹雪や濃霧など悪天候の際、通行止めが頻繁に行なわれるため、一般道にその影響が出て長時間にわたる渋滞を引き起こし、沿線住民の日常生活にも著しい支障をきたしている。高速道路においては、いったん事故がおきれば重大事故につながるため、規制はやむをえないと思われるが、極力一般道に影響が出ないよう、ある程度の悪天候でも安全に通行できるよう、施設の整備及び維持管理体制の整備を願いたい。また、災害や事故などで一般幹線道路の通行が困難になった場合などの、自動車専用道路の一時的な利用などについても考慮されたい。

1. 人口減少と少子高齢化

我が国の人口は、出生率が低下し高齢化率も2055年には40%を超えることが予想されるなど、少子高齢化社会の到来を向かえています。その結果、労働人口減少による産業構造の変化や経済活動の低下、社会保障制度の弱体化などの影響が表面化し、その対策が重要課題となっており、地方においてはその傾向はさらに著しく、自治体としての存続にもかかわる重大な状況を迎えています。

こうした事態に対応するため、高齢者が生きがいのもてるコミュニティづくりや、安心して子育てができる環境づくり、さらには若年層の流出を抑えるための産業振興や企業誘致による働く場所の確保に積極的に取り組む必要があります。

また、世代を超えて経験や生活の知恵を共有し、互いに助け合うための地域ネットワークづくりも重要な課題となっています。

2. 地方分権と住民協働

地方分権法の制定以降、国と地方との役割分担が明確になり、国からの権限と財源の移譲が進められています。

これまで、ややもすれば国の指導や支援に依存してきた地方行政が「自ら考え、自ら行動する」という本来の地方自治の形態に移行し、自主的なまちづくりのための施策を展開することが可能になりました。

と同時に、国の支援の道が狭められたことにより、地方自治体は地域の実情に合った施策を選択し、自ら計画し、そして確実に実行するという自己責任を負うこととなりました。

こうした情勢にあって、地方の自治体の行政力には限界があり、住民との共同意識を高め、施策の選択から実施まで、住民と行政との協働により行うための態勢づくりが何より求められています。

3. 自然との共生

国民の価値観は物質的な豊かさよりも心の豊かさを求めるようになり、とりわけ自然とのふれあいに心の安らぎや潤いを求めるという傾向が強まっています。

これまでの国土開発の過程で失われてきた自然環境の価値を見直し、自然を支配するという姿勢を改め、自然に学び自然と共に生きるという「自然との共生」の考え方による持続可能なまちづくりが今後主流になると言われております。

また、食の安全についての関心も高まり、有機肥料や低農薬栽培による農産物への注目が集まり、地産地消による循環、食育の制度化といった新たな取り組みも全国各地で進められており、これらを特化した地域のアイデンティティの確立が必要になっています。

4. 地球社会

交通・通信手段の飛躍的な発展に伴い、人、モノ、情報の流れは国境を越え、政治、経済、文化などの諸活動も地球的規模で展開されています。

また、エネルギーの過剰消費による地球温暖化が進み、平成10年の京都議定書締結により世界各国が協力して二酸化炭素の削減に取り組むなど、今や人々の諸活動すべてが地球という一つの圏域に組み込まれているといっても過言ではありません。

今後はこれまで以上に世界各国が協力・連携して従来の国や地域の枠を超えた新しい地球社会の形成が求められています。

さらに、人々の行動範囲のグローバル化により、単なる観光という切り口から脱却し、異文化体験や民族学習といった多様な交流の受け入れ態勢を整備する必要があります。

5. 高度情報化社会

近年、情報処理通信技術の革新がめざましく、我が国の産業構造、就業構造、さらには地域構造をも大きく変革しつつあり、今後多様なニューメディアや各種の情報通信システムによってネットワーク化された高度情報化社会がさらに成熟期を迎えることが予想されます。

こうした高度情報システムは、住民の快適な生活に役立つばかりでなく、教育や福祉医療などの自治体における行政サービスの向上や地域情報の伝達手段として、さらには住民参加によるまちづくりのための有効な手段としても大いに期待されています。

しかしながら、情報量の過剰や偏向によって年少者の人格形成への悪影響も懸念されるなど、その活用のあり方を地域全体として検証する必要があります。

6. 男女共同参画社会

男女の性別にかかわらず、一人一人の考え方や生き方が尊重され、社会のあらゆる分野における参画の機会が確保される男女共同参画社会が確立されつつあります。

このことは、男女が対等な構成員として、その性別によって役割を固定されることなく、自らの意志によってすべての社会活動への参加する権利を保障されると同時に、共に責任を担うことのできる社会を目指すということです。

女性の就業の場の確保や賃金格差の是正、育児休業制度の充実などにより仕事と生活の調和を図り、少子化の解消を図るとともに、ボランティア活動などにより女性が社会活動に参加できる仕組みづくりが求められています。

◎まちづくりの基本理念 「豊かな自然とすべての命を大切にする活気あるまちづくり」

すべての命とは、私たち人間だけでなく、生きとして生けるものすべての生を尊び、その生命力をまちづくりに生かそうとする考え方です。

このことは、家族や友人など人間同士の絆はもちろんのことですが、自然の持つエネルギーや浄化能力をも最大限に活用した持続可能なまちづくりを希求するものです。

◎まちづくりの基本目標

1. すべての人が耀くまち
2. 自然の恵み豊かなまち
3. 歴史と伝統を重んじるまち
4. 文化の香り高いまち
5. 未来に希望のもてるまち

◎将来像

1. 人が耀くまち 「人が耀く」とは・・・町民も訪れる人も生き活きと暮らすことのできるまち
2. 自然が耀くまち 「自然が耀く」とは・・・自然を保護しながらその恵みを活かし、自然と共生ができるまち
3. 歴史と文化が耀くまち 「歴史と文化が耀く」とは・・・現在の礎を築いた先人たちの功績を継承しながら、新たな歴史を創造するまち
4. 未来が耀くまち 「未来が耀く」とは・・・時代の潮流や社会情勢の変化に流されることなく、正しい道を選択し、町の特性を活かした新たな価値を創造し、後世に引き継ぐまち

◎行動指針

1. 自主と自立・・・自主と自立とは、国の施策や時代の潮流を的確に捉えつつもそれらに追随することなく、常に主体性を保ち、自ら定めた基準に基づいてまちづくりを推進することを目指すものです。
2. 選択と創造・・・選択と創造とは、限られた資源、財源の中で、最良の効果を得るための施策を厳しく選択し、かつ住民の英知と工夫により独自の施策を創造することを目指すものです。
3. 参加と協働・・・参加と協働とは、まちづくりのための施策の選択の段階から住民が積極的に参加し、行政とのパートナーシップにより実現することを目指すものです。

今後の道路行政についての意見・提案

③道路施策の重点事項

様式 ④

福島県耶麻郡猪苗代町

○重点事項	○代表事例	○期待する効果や評価等	○その他
・地震等大規模な災害に強い町づくり ・交通安全の確保 ・少子高齢化への対応 ・地球温暖化の防止 ・良好な生活空間	・国・県道の改良、高速道路の利用 ・通学路の整備 ・町道（生活道路）の改良 ・渋滞解消のための道路整備 ・町内循環バスの運行	・活火山である磐梯山の噴火や、当町で起こることが想定される地震（会津盆地西縁断層帯地震、福島盆地西縁断層帯地震、宮城県沖地震等）時の生活物資や復旧資材等の緊急輸送路の確保 ・歩道を整備することにより交通安全、特に冬季間の安全を確保 ・少子高齢化社会となり、除雪など、特に高齢者の冬季間の生活に支障をきたしている。また、救急車等緊急自動車が入れない道路もあり、生命・財産の保護の点でも支障がある。拡幅改良することで除雪が可能となり、改善される。 ・当町は観光地であり、休日等の渋滞が著しく、道路整備により解消を図ることができる。 ・町民特に高齢者の足の確保のため、生活道路の整備を行なうことにより運行可能とする。	